

# 補助金等検証シート

No. 7

所属	経済振興課	会計	一般	款	5	項	1	目	5	事業	12	土地改良事業費
第5次総合計画施策体系	章	5	節	2	部門	1	部門名	農業				

## 1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称	土地改良事業補助金								
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市土地改良事業助成要綱								
(3) 補助金創設年度	平成2年	年度	交付区分 団体(固定)						
(4) 補助金の導入経緯及び目的	農業経営を合理化し、農村振興を促進するため。								
当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当する場合のみ)									
(5) 平成25年度予算額	6,700 千円	財源	<table border="1"> <tr> <td>国・県補助金</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他特定財源( )</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>6,700 千円</td> </tr> </table>	国・県補助金	千円	その他特定財源( )	千円	一般財源	6,700 千円
国・県補助金	千円								
その他特定財源( )	千円								
一般財源	6,700 千円								
(6) 平成25年度予算額積算方法	〔補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい〕								
	<p>・水路改修工事(2ヶ所) 2,500,000円×0.8(平均落札率)×0.5(補助率)=1,000,000円 ・ため池安全施設工事(1ヶ所) 1,000,000円×0.8(平均落札率)×0.5(補助率)=400,000円 ・深井戸修繕工事(1ヶ所) 4,000,000円×0.8(平均落札率)×0.5(補助率)=1,600,000円 ・市単独農道災害1,000,000円×1ヶ所×0.8(平均落札率)×0.6(補助率)=480,000円 ・農道・水路補修等200,000円×10ヶ所×0.8(平均落札率)×0.6(補助率)=960,000円 ・高山ため池雨量計設置工事400,000円・井堰等補修工事(1ヶ所) 1,650,000円×0.8(平均落札率)×0.5(補助率)=660,000円</p>								
(7) 国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等	別紙のとおり							
	〔市単による上乘せがある場合は、その内容〕								
	別紙のとおり								
	〔国、県等の補助金が創設された経緯・目的〕 農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。								

(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(8) 交付先(団体等名)	災害、老朽化等に伴う施設改修の必要な農業団体	(9) 団体等の構成人数	人																								
(10) 交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)	農家区、水利組合、改良区																										
(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対して行っている助成状況(該当項目全てに○)																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>目</th> <th>積算根拠又は内容</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市が事務局業務を行っている</td> <td></td> <td>人 × 千円 =</td> <td>0 千円</td> </tr> <tr> <td>場所や備品、消耗品等は無償貸与している</td> <td></td> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>有料施設等の減免を行っている</td> <td></td> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>有料施設等の使用料の補助を行っている</td> <td></td> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td>千円</td> </tr> </tbody> </table>	項	目	積算根拠又は内容	金額	市が事務局業務を行っている		人 × 千円 =	0 千円	場所や備品、消耗品等は無償貸与している			千円	有料施設等の減免を行っている			千円	有料施設等の使用料の補助を行っている			千円	その他			千円		
項	目	積算根拠又は内容	金額																								
市が事務局業務を行っている		人 × 千円 =	0 千円																								
場所や備品、消耗品等は無償貸与している			千円																								
有料施設等の減免を行っている			千円																								
有料施設等の使用料の補助を行っている			千円																								
その他			千円																								
(12) ((11)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由																											

(13) 補助総合計 (5) + (11)	6,700 千円	(14) 補助総合計に占める人件費の割合	0.0 %
-----------------------	----------	----------------------	-------

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応
① 特定の具体的な事業に対する補助である。	○	
補助対象事業・補助対象経費		土地改良事業のうち農地を保全するために必要な農業用施設。
② 補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	○	
補助率又は単価設定根拠		事業費10万円以上 受益面積0.5ha以上 農道＝市6：地元4 ため池等＝市5：地元5
③ 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。	○	
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		
(2) 補助期間		
① 補助金の終期(原則として3年)を設定している。		農地の改良(災害含む)については、終期の設定という概念にそぐわない。
(終期を設定している場合) 終了年月日		
(3) 実績報告等		
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○	
② 領収書及び契約書の写し等を添付させている。	○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。	○	
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。		
② 交付先団体等において適正な監査機能を有している。		
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		

### 3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性		
① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。	A	つながっている
[上記のように評価した理由] 生活用道路については、生駒市の土木課負担で修繕されるが、同じ里道（市道認定）でも、限られた農業者が利用される場合の農道には、復旧が適用されないことから、農地の保全、活用、環境の面からも半額地元負担ではあるものの、復旧は必要である。		
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A	適合している
[上記のように評価した理由] 地産地消の推進と環境保全の観点からも合致している。		
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A	合致している
[上記のように評価した理由] 地産地消の推進と環境保全の観点からも合致している。		
(2) 必要性		
① 市が関与する妥当性はあるか。	A	大いにある
[上記のように評価した理由] 各市町村が食料の確保と環境保全のために、農地の有効活用を図るため、実施している。		
② 補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	B	ない
[上記のように評価した理由] 災害及び土地改良事業について、国庫補助、県補助、地元負担割合が全国で統一的に実施されており、事業実施にあたっては、施工主が工事により決められており、直接執行、委託等への切替はできない。また、国庫補助、県補助に係らない小規模災害復旧等の市単独補助では、地元施工が基本的に実施されている。		
③ 創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	A	達成されていない
[上記のように評価した理由] 農地の改良（災害、老朽化含む）については、達成という概念にそぐわない。		
(3) 補助の効果(成果)		
① 補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	A	認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A	期待できる
[上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい。)] 災害復旧、老朽化における施設改修工事が実施された土地改良事業は全て耕作の継続をされている。実際、地元半額負担が重荷で工事されず農地が放置されている例もある。		
(4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)		
① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。	A	明確である
② 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A	目的どおりである
(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？		
有	判断理由	災害等の発生により、農機等の通行に支障をきたし、農地が遊休農地化し、周辺環境の悪化の原因ともなる。

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

無	見直し時期	
	見直しの契機	
	見直し内容	[総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。]
	(無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由	農地等をはじめ農業施設は地元所有であり、地元で管理されることから、地元施工が望ましく、また、緊急性が高く、市が施工管理すると時間を要し、農作業に影響が考えられ、事務量も増える。 ※別紙

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

--

(8)今後の方向性は？

①	継続	判断理由	農地の保全是、環境の保全や自然災害の防止につながるなどから、その重要性に鑑み、継続。
		②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容	

#### 4. 附属データ

(1)交付実績

	平成24年度 (見込)	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
補助金決算額	33,731 千円	5,400 千円	3,668 千円	42,058 千円	31,428 千円
うち国県補助金	11,504 千円	千円	千円	千円	千円
うちその他財源	312 千円	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	1,272 千円	5,400 千円	3,668 千円	42,058 千円	31,428 千円
交付件数実績	111	21	14	9	10
当該年度交付対象数					
補助金交付・管理事務の person 費	1,320 千円				
職員従事者数(人・年)	0.2				

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2)補助金交付先の収支状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
歳出決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(H24年度末現在高)	千円				

(3)補助金交付先に対する市の出資状況

有の場合出資額	千円
---------	----

(4)他市の状況(H25年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	83,500 千円	
大和郡山市	12,540 千円	
天理市	42,070 千円	
橿原市	8,200 千円	
香芝市	336 千円	大和平野土地改良事業賦課金の28%

土地改良補助事業には、深井戸ポンプが壊れて用水確保が出来ない、井堰の動作が出来なく水がためられない、池の堤等が決壊したので早急に復旧したい等の稲作造りのため早急に手当を行う必要とする工事が多くまた、後々の維持管理も地元管理であるため、工事施工中でも使い勝って等でたびたび地元から注文が出て仕様の変更が出る場合があります。

そのため、市発注にすれば、地元調整等に日時を要し、施工中で発生すると思われる変更についても、今般の管理計画や質疑応答に要する日時等に必要以上の労力が発生する。また、低落札率により施工業者での仕様変更に応ずることが難しい。

土地改良事業は、地元農家区および水利組合に必要な不可欠な事業であり一般公共事業での設計書では表すことの出来ない、きめの細かい事業であるため、地元と請負業者との信頼関係が必要以上に要求される、そのため地元が選んだ業者であれば、施工に対する調整もスムーズに行き後期の遅延も無くまた、金銭等のトラブルも起きないと思われる。

積算においても、業者見積書を基に本市も積算しなおして設計金額の確認等も行い、地元請負金額の妥当性を確認しており、もし補助金該当額より高額請負の場合は、本市の設計金額の8割に対しての補助対象としている。

## 生駒市土地改良事業助成要綱

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市における農業経営を合理化し、農業振興を促進するための土地改良事業に係る協力金の納入、補助金の交付等に関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

2 この要綱において「農業用施設」とは、農地の利用又は保全上必要な施設（個人所有及び個人専用の施設を除く。）をいう。

3 この要綱において「国庫災害復旧事業」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第2条第6項に規定する災害復旧事業をいう。

4 この要綱において「市単独災害復旧事業」とは、前項以外の農地及び農業用施設の災害復旧事業をいう。

5 この要綱において「土地改良事業」とは、次に掲げる事業をいう。

(1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項の事業で奈良県（以下「県」という。）が施行するもの

(2) 土地改良法第2条第2項の事業で国庫補助金の交付を受けて本市が施行するもの

(3) 奈良県土地改良事業補助金交付要綱（昭和55年8月12日施行）により県単独補助金の交付を受けて本市が施行する事業

- (4) 土地改良法第2条第2項の事業で国庫補助金の交付を受けて土地改良区が  
施行するもの
- (5) 奈良県土地改良事業補助金交付要綱により県単独補助金の交付を受けて  
土地改良区が施行する事業
- (6) 本市が施行する事業
- (7) 農家区又は土地改良区が施行する事業
- (8) 国庫災害復旧事業で本市が施行するもの
- (9) 市単独災害復旧事業で地元受益者が施行するもの
- (10) 本市が材料の支給を行い地元受益者が施工する事業
- (11) その他特に市長が必要と認める事業

## 第2章 県営土地改良事業

### (協力金)

第3条 本市が前条第5項第1号に規定する事業でため池整備工事（小規模（県営・団体営））に要する費用の一部を負担するときは、当該事業によって利益を受ける者の代表者が市の負担した金額の2分の1を、設計費用については4分の1をそれぞれ協力金として本市へ納入するものとする。

2 前項以外の協力金の額については、その都度市長が定める。

### (協力金の納入)

第4条 協力金の納入は、生駒市会計規則（昭和48年3月生駒市規則第2号）に定める納入通知書により納入するものとする。

### (協力金の減額)

第5条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において、協力金の額の一部又は全部を減ずることができる。

2 前項の規定により協力金の減額を受けようとする者は、書面で市長に申し出

なければならない。

### 第3章 市営土地改良事業

(協力金)

第6条 第2条第5項第2号に規定する事業(以下「市営土地改良事業」という。)

によって利益を受ける者の代表者は、当該事業に係る当該年度に要する費用の額から国及び県の負担分を除いた額の2分の1を、設計費用については4分の1をそれぞれ協力金として本市へ納入するものとする。

2 第2条第5項第3号に規定する事業によって利益を受ける者の代表者は、当該事業に係る協力金の額は、当該事業に係る当該年度に要する費用の額の10分の4の協力金を本市へ納入するものとする。

3 第2条第5項第5号に規定する事業については、設計金額が500万円以上を要し、当該事業によって利益を受ける者の代表者は協力金を本市へ納入するものとする。

4 第2条第5項第6号に規定する事業とは、次に掲げる農業用施設に係る事業をいう。

- (1) 農業用道路(私道を除く。)
- (2) ため池
- (3) 頭首工
- (4) 農業用排水施設
- (5) 機械揚水施設(固定施設に限る。)
- (6) その他特に市長が必要と認める施設

5 前項第1号に掲げる農業用施設に係る事業については、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 受益面積がおおむね0.5ヘクタール以上であること。

(2) 事業実施の延長がおおむね50メートル以上であること。

(3) 計画有効幅員が2メートル以上3メートル以下であること。

6 第4項第2号から第6号までに掲げる農業用施設に係る事業については、受益面積がおおむね0.5ヘクタール以上でなければならない。

7 第4項における地元協力金の額は、契約金額に次に掲げる率を乗じて得た額とする。

(1) 第4項第1号に規定する事業については、10分の4

(2) 第4項第2号から第6号までに規定する事業については、10分の5

(準用)

第7条 協力金の納入及び減額については、第4条及び第5条の規定を準用する。

(施設の引渡し)

第8条 市長は、市営土地改良事業に係る完成検査終了後、整備された施設を当該事業によって利益を受ける者の代表者に引渡書(様式第1号)により引き渡すものとする。

(施設の管理義務)

第9条 前条の規定による引渡しを受けた者は、引継書(様式第2号)により施設を引き継ぎ、その維持管理をするものとする。

#### 第4章 各種団体による土地改良事業

(事業の種別及び内容)

第10条 第2条第5項第4号、第5号及び第7号に規定する事業については、補助金を交付する。

2 第2条第5項第4号に規定する事業とは、次に掲げる農業用施設に係る事業をいう。

(1) ため池

(2) 農業用排水施設

(3) その他特に市長が必要と認める施設

3 第2条第5項第5号に規定する事業とは、国から補助金の交付を受けない事業であり、前項各号に掲げる農業用施設に係る事業をいう。

4 第2条第5項第7号に規定する事業とは、国及び県から補助金の交付を受けない事業かつ、市が積算する設計金額（以下「設計金額」という。）が500万円未満で、第6条第4項の各号に規定する事業をいう。

（補助率）

第11条 前条第1項の補助金の補助率は、次のとおりとする。

(1) 前条第2項に規定する事業（土地改良施設維持管理適正化事業に限る。）については、国及び県の補助額を除いた額の2分の1以内

(2) 前条第3項に規定する事業については、事業の種別にかかわらず、工事費の10分の3以内

(3) 前条第4項に規定する事業のうち、農業用道路（私道を除く。）については、補助対象となる額の10分の6以内

(4) 前条第4項に規定する事業のうち、前号以外の事業については、工事費の10分の5以内

（補助対象額）

第12条 補助対象額は、設計金額の10分の8と工事を施工した業者が各種団体に請求する金額のいずれか低い方の金額とする。

（補助金の交付申請）

第13条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施の位置図

(2) 事業計画書（様式第4号）

(3) 前2号に定めるもののほか、施工計画書、請負契約書若しくはそれに類するもの、工事内訳書、工程表、着工届及び特に市長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定)

第14条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、相当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の変更申請)

第15条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定の変更をしようとするときは、補助金交付決定変更申請書(様式第6号)に事業変更計画書(様式第7号)を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の変更)

第16条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、相当と認めるときは、補助金の交付決定を変更し、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(工事完成届等)

第17条 補助事業者は、当該交付決定を受けた事業に係る工事が完成したときは、工事完成届(様式第9号)、工事完成写真を市長に提出しなければならない。

(工事完成検査)

第18条 市長は、工事完成届の提出があったときは、完成検査を行うものとする。

(補助金の交付)

第19条 市長は、前条の完成検査の結果、相当と認めるときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第20条 市長は、補助事業者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(額の確定等)

第20条の2 市長は、第17条の報告の規定による工事完成届等の提出を受けた場合において、工事完成届等の書類の審査及び第18条に規定する完成検査により、工事完成届等に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、補助金額確定通知書(様式第9号の2)により交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(準用)

第21条 協力金の納入及び減額については、第4条及び第5条の規定を、当該施設の引渡し及び管理義務については第8条及び第9条の規定を準用する。

(用地等)

第22条 第6条第4項第1号及び第10条第4項に掲げる農業用施設に係る事業に伴う用地については、地元で合意形成したうえでの寄付を原則とする。

---

## 第5章 国庫災害復旧事業

(協力金等)

第23条 国庫災害復旧事業については、市が事業主体となり工事を行い、当該

事業によって利益を受ける者が事業費から国庫補助金を除いた額を協力金として本市へ納入するものとする。

- 2 国庫災害復旧事業に係る奈良県土地改良事業団体連合会への負担金は、本市の負担とする。
- 3 国庫災害復旧事業に伴う附帯事業については、本市の負担及び協力金でもって行う。
- 4 前項の附帯事業における本市の負担の割合は、当該国庫災害復旧事業における国の補助率に準ずるものとする。

(申請書の提出)

第24条 国庫災害復旧事業を行おうとする者は、国庫災害復旧事業申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(準用)

第25条 協力金の納入については、第4条の規定を、当該施設(農地を含む。)の引渡し及び管理義務については第8条及び第9条の規定を準用する。

## 第6章 市単独災害復旧事業

(補助対象)

第26条 補助金の交付の対象となる市単独災害復旧事業は、農地及び農業用施設の災害復旧事業であり、農業用施設については、第6条第4項に掲げるものとする。

- 2 災害に起因して損なわれた施設の機能回復(水路の通水及び農業用道路の通行の確保をいう。)を目的とした応急復旧工事又は二次的災害を防止するために施工する土のう積みも補助の対象とする。
- 3 補助金の交付の対象は、1箇所当りの事業に係る工事として設計金額が10万円以上のものとする。

(補助金の額)

第27条 補助金の額は、工事費の10分の6以内とし、19万2千円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、有効幅員が1.2メートル以上の農業用道路の復旧工事費に係る補助金の額は、工事費の10分の6以内とし上限は定めないものとする。

3 前第1項及び2項に規定する補助対象額は、設計金額の10分の8と工事を施工した業者が各種団体に請求する金額のいずれか低い方の金額をいう。

4 特別の大災害復旧事業の場合における補助金の額は、第1項及び前項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

(準用)

第28条 補助金の交付申請等については、第13条から第20条の2までの規定を準用する。

第7章 地元施工材料支給

(地元施工材料支給)

第29条 市長は、相当と認める者が行う第2条第5項第9号に規定する事業のうち、次に掲げるものについて、当該事業に要する材料の支給（以下「地元施工材料支給」という。）を行うことができる。

(1) 第6条第4項に掲げる農業用施設の整備（災害復旧工事を含む。）

(2) 農地に係る災害復旧工事

(支給の対象となる材料)

第30条 支給の対象となる材料は、次に掲げるものをいう。

(1) 鉄筋コンクリートU形及び同蓋

(2) 鉄筋コンクリートフリューム及び同蓋並びに同受台

(3) 鉄筋コンクリートベンチフリューム及び同蓋

- (4) 遠心力鉄筋コンクリート管
- (5) コンクリート柵渠
- (6) 塩化ビニル管
- (7) コルゲートU字フリューム
- (8) コルゲートパイプ
- (9) フトン管
- (10) コンクリート会所柵及び同蓋
- (11) 生コンクリート
- (12) コンクリート舗装用鉄網
- (13) 砕石
- (14) 砂
- (15) 土
- (16) セメント
- (17) 木杭
- (18) 土のう袋
- (19) 人工張芝（ワラ）
- (20) その他特に市長が必要と認めるもの

（支給の限度）

第31条 原則として、おおむね1月以内に工事を完成することができる数量を限度とする。

（申請書の提出）

第32条 地元施工材料支給を受けようとする者は、事業実施の年度において、地元施工材料支給申請書（様式第11号）と現況写真を市長に提出しなければならない。

（申請に係る審査等）

第 3 3 条 市長は、地元施工材料支給の申請があった場合において、書類審査又は現地調査により適否を審査し、適当と認めるときは支給するものとする。

(工事の施工)

第 3 4 条 地元施工材料支給を受けた者は、速やかに工事を行うものとし年度内に工事を完成しなければならない。

(完成の報告)

第 3 5 条 地元施工材料支給を受けた者は、事業に係る工事が完成したときは、市長にその旨を報告し、工事完成届(様式第 9 号)及び完成写真を提出しなければならない。

## 第 8 章 雑則

(要望書の提出)

第 3 6 条 この要綱の規定により土地改良事業を施行しようとする者は、原則として、当該土地改良事業の実施の前年度において、要望書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施の位置図
- (2) 現況写真
- (3) その他特に市長が必要と認める書類

(他の申請との関係)

第 3 7 条 この要綱の規定による補助金の交付等の申請を行う者は、他の補助に係る補助金の交付等の申請と重複して行うことができない。

(各種事業に係る測量等の費用)

第 3 8 条 第 2 条第 5 項第 2 号から第 8 号までに規定する事業に係る測量、設計等の費用については、本市が負担することができる。

(施行の細目)

第 3 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。